

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 指定居宅介護支援の事業の廃止
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 落札者等の決定
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " " "
- " " "
- " " "
- 警備業法に基づく講習

【公安委員会】

- 長寿社会課
- " "
- 道路整備課
- " "
- 県民生活交通課
- 市町村課
- 耕地課
- 建築指導課
- " " "
- " " "
- 生活安全企画課

目次

担当課（室）

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

◎岡山県告示第三百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス一期一会日生

2 所在地

岡山県備前市日生町寒河一〇九二一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一期一会株式会社

2 所在地

岡山県岡山市南区植松五二三番地四

三 廃止年月日

平成二十七年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇五九九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション四季が丘

2 所在地

岡山県井原市上出部町四季が丘二〇番地七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

1 名称

社会福祉法人恭和会

2 所在地

岡山県井原市上出部町四季が丘二〇番地七

三 廃止年月日

平成二十七年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇五三〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福田農機株式会社

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町古川一〇三八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

福田農機株式会社

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町古川一〇三八

三 廃止年月日

平成二十七年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇三六六

五 サービスの種類

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

◎岡山県告示第三百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あおぞら居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県笠岡市富岡六五九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

あおぞら株式会社

2 所在地

岡山県笠岡市富岡六五九

三 廃止年月日

平成二十七年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇七六五

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

◎岡山県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
苦田郡鏡野町布原字二番丁場二一四番三 地先から	新	二五・五〇 二八・〇〇	一〇五・〇〇	
苦田郡鏡野町布原字二番丁場二一四番二 地先から	旧	二五・五〇 二七・〇〇	一〇五・〇〇	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若代方谷停車場線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 大平山坂田線
 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
瀬戸内市邑久町虫明字滝ノ下五一〇九番 一地从ら	新	一二・〇〇 四〇・〇	一〇〇・五
瀬戸内市邑久町虫明字城谷五一〇九番五 一地从ら	旧	八・〇〇 四〇・〇	一〇〇・五

別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市豊永佐伏字末藤五二九番一地从 ら	七・〇〇 一一・一	一八一・〇
新見市豊永佐伏字七畝畑五一九番一地从 まで	四・三〇 一〇・九	一八一・〇

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八一号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市久世字花蔵二九三九番一地先から 真庭市久世字花蔵二九二八番一地先まで		新	一二・四〇 一七・〇	六五・〇
真庭市久世字花蔵二九三九番二地先から 真庭市久世字花蔵二九二八番一地先まで		旧	一一・二〇 一七・〇	六五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝山栗原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市関字関上二一七一番一地先から 真庭市関字サカ本二一二〇番一地先まで		新	一三・八〇 一二・〇	三六三・八
真庭市関字関上二一七一番一地先から 真庭市関字サカ本二一二〇番一地先まで		旧	五・四〇 八・八	三六三・八

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

◎岡山県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

	道路の種類	一般国道	道路の路線名	区間	供用開始年月日
	県道	一七九号	一八一号	若代方谷停車場線 新見市豊永佐伏字末藤五二九番一地从先から 新見市豊永佐伏字七畝畑五一九番一地从先まで	平成二十七年七月十七日
	勝山栗原線			瀬戸内市邑久町虫明字滝ノ下五一〇九番一地从先から 瀬戸内市邑久町虫明字城谷五一〇九番五地从先まで 真庭市関字サカ本二二二〇番一地从先まで	平成二十七年七月十七日

三浦勝北線

津山市市場字広畑一五五〇番一地先から

津山市市場字道ヶ市一〇二八番三地先を経て

津山市市場字一貫田九五三番一地先まで

〔二八八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やかげスポーツクラブ

三 代表者の氏名

妹尾 茂

四 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町矢掛三四二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、すべての町民に対し、いつでも、だれでも気軽に参加でき、スポーツを通じた健康づくりと町民相互の親睦を図ることを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

平成27年7月17日 岡山県公報 第11703号

〔二八九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム・ネットワーク機器等賃貸借 一式

二 借入期間

平成二十七年十二月一日から平成三十四年十一月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部市町村課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年七月七日

五 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社

広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり三四三、三三二円（うち消費税額及び地方消費税の額二五、四三二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年五月二十六日

〔二九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一三一六一八、一三一六一九、一三一六一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区中島二八四一五リバーサイド中島三〇二号

三木 健司

三 許可番号

岡山県指令建指第九号

(二九二) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六二一五、六二一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手四八四一ービッグイーストB二〇五

柳原 浩二

三 許可番号

岡山県指令建指第七八号

〔二九三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字金田前二八〇八一、二八〇八一〇、二八〇八一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一五八一NONNON一〇五

松江 涼子

三 許可番号

岡山県指令建指第四二号

〔二九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字金田前二八〇八一―一、二八〇八一―一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区吉備津一三四三一―レザンカルチェ二〇一

金平 千博

三 許可番号

岡山県指令建指第四三号

◎岡山県公安委員会告示第百三十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年七月十七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十七年十月二十七日（火曜日）及び同月二十八日（水曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十七年九月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千元

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。